屋外広告物の表示又は掲出物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域の指定 平成 20 年 3 月 28 日 告示第 49 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日 告示第 78 号

八戸市屋外広告物条例(平成19年八戸市条例第60号。以下「条例」という。)第5条の規定により、 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域を次のとおり指定 し、平成20年4月1日から施行する。

## 1 禁止区域

- (1) 条例第5条第2号の規定により指定する区域 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により重要文化財に指定された建造物の
- 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条の規定により重要文化財に指定された建造物の周囲 50 メートル以内の区域
- (2) 条例第5条第3号の規定により指定する区域 青森県文化財保護条例(昭和50年青森県条例第46号)第4条第1項の規定により県重宝に指定 された建造物の周囲50メートル以内の区域
- (3) 条例第5条第7号の規定により指定する区間 県道八戸階上線(大字鮫町字下松苗場14番地33から大字金浜字塩竃4番地1までの区間に限る。)
- (4) 条例第5条第8号の規定により指定する区域

次に掲げる道路又は鉄道から展望することができる地域で、路肩端又は路盤端から 100 メートル 以内の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた商業地域を除く。)

- ア 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- イ 一般国道 45 号(百石道路の区間に限る)
- ウ (3) に掲げる道路
- 工 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線
- 2 禁止地域から除く区域
  - (1) 条例第5条第6号の規定により指定する区域は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により、特定行政庁が第一種低層住居専用地域 又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公 益上やむを得ないと認めて認可した建築物の存する敷地の区域とする。
  - (2) 条例第5条第6号の規定により指定する区域は、種差海岸階上岳県立自然公園のうち、都市 計画法第5条代1項の規定により八戸都市計画区域に指定された区域(条例第5条第1号から 第4号まで及び第7号から第15号までの規定による禁止区域を除く。)とする。

前 文(抄) (平成21年3月27日告示第78号)

1については平成 21 年 10 月 1 日から、 2 については平成 21 年 4 月 1 日から適用する。